１２３ページ目

資料編

１２４ページ目

１、参考資料

１、バリアフリー法に関する社会的背景と経緯

＜ハートビル法と交通バリアフリー法＞

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。

このような背景の中、平成6年に、不特定多数の人たちが利用し、又は主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定されました。

さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。

＜バリアフリー法＞

平成18年には、対象者を拡大するとともに、より一体てき・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が制定されました。

＜改正バリアフリー法＞

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした更なる取組みの推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成30年11月一部施行・平成31年4月全部施行）。

さらに、施設管理者等によるソフト面の対策強化やこころのバリアフリーの更なる取組の推進を図るための法改正が行われています（令和2年6月一部施行、令和3年4月全部施行）。

バリアフリー法に関する社会的背景と経緯に関する図と、改正バリアフリー法の概要の図は省略します。

１２６ページ目

３、移動等円滑化基準等の概要

移動等円滑化基準やガイドライン等は、建築物や道路等のバリアフリー化を実施する際に活用するもので、促進方針の検討においても以下に示す移動等円滑化基準等を活用しています。

移動等円滑化基準等の概要

種別

移動等円滑化基準

項目

公共交通

名称

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）、国土交通省【省令】、令和３年１月改正

項目

道路

名称

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）、国土交通省【省令】、令和3年3月改正

移動等円滑化のために必要な道路のせんように関する基準、国土交通省【省令】、令和3年1月改正

項目

交通安全

名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準、国家公安委員会【規則】、令和2年12月

項目

ろがい駐車場

名称

移動等円滑化のために必要な特定ろがい駐車場の構造及び設備に関する基準（ろがい駐車場移動等円滑化基準）、国土交通省【省令】、平成18年12月

項目

建築物

名称

移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）、国土交通省【政令】、令和2年10月改正

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）、国土交通省【省令】、令和３年１月改正

項目

都市公園

名称

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）、国土交通省【省令】、平成24年3月改正

種別

ガイドライン等

項目

公共交通

名称

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン、バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕、国土交通省、令和３年3月改訂

公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン、バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕、国土交通省、令和３年３月改訂

公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン、バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕、国土交通省、令和３年３月

項目

道路

名称

増補、改定版、道路の移動等円滑化整備ガイドライン、(財)国土技術研究センター、平成23年8月

項目

都市公園

名称

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン、国土交通省、平成24年3月改訂

項目

建築物

名称

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、国土交通省、令和3年3月改正

種別

条例等

項目

公共交通・道路・都市公園・建築物等

名称

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、東京都、平成31年3月改正

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例、施設整備マニュアル、新宿区、令和2年8月

項目

道路

名称

とどうにおける移動等円滑化の基準に関する条例、東京都、平成24年12月

新宿区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例、新宿区、平成25年３月

項目

都市公園

名称

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例、東京都、平成24年12月

新宿区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、新宿区、平成25年３月

項目

建築物

名称

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都、令和3年3月改正

項目

交通安全

名称

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例、東京都、平成24年12月

項目

駐車場

名称

東京都駐車場条例、東京都、令和元年6月改正

障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン、東京都、平成25年8月

１２７ページ目

４、国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の概要及び目標

１、移動等円滑化の意義及び目標

じページに掲載

２、施設設置管理者が講ずべき措置

＜移動等円滑化に関する協議への応諾義務＞

・新たに公共交通事業者等に対し設けられた、移動等円滑化に関する協議への応諾義務について、関係者との積極的な連絡調整・建設的な議論の重要性を記載

＜適切な役務の提供＞

・新たに公共交通事業者等に対し遵守義務が設けられた、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に関連し、公共交通事業者等に求められる措置（マニュアル作成や教育訓練を通じた対応方法習得、体制確保等）を記載

＜高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進＞

・新たに施設設置管理者による広報・啓発活動の努力義務が設けられた、優先席・車椅子使用者用駐車施設等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用について、施設設置管理者に求められる措置（職員等関係者への周知、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ、適正利用が必要な施設である旨の表示等）を記載

３、移動等円滑化促進方針の指針

＜移動等円滑化促進地区の要件＞

・マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について

地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること

生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在すること、という要件を削除

４、基本構想の指針

＜重点整備地区の要件＞

・基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について

地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること

・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在すること、という要件を削除

５、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保

＜高齢者障害者等用施設等の適正な利用の基本的考え方＞

・国民に対し、高齢者、障害者等による高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる、適正な配慮を行う責務が課されたことを受け、高齢者障害者等用施設等の類型ごとに、適正な利用に係る基本的な考え方を提示

１２８ページ目

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、バリアフリー化の目標として、令和７年度末までに全国で以下の事項を達成することを目標としています。

各施設等の移動等円滑化の目標（船舶及び航空に関するものは省略）

施設・車両等

鉄軌道

鉄軌道駅

令和７年度末までの目標（全国ち）

１日あたり3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた１日あたり2,000人以上の施設を原則100%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

大規模駅ではバリアフリールートの複数化

可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小

ホームドア・可動式ホームさく

全体で3,000番線

１日あたり10万人以上の駅は800番線

鉄軌道車両

約70%

施設・車両等

バス

バスターミナル

令和７年度末までの目標（全国ち）

１日あたり3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた１日あたり2,000人以上の施設を原則100%

利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

乗合バス

ノンステップバス

約80%（リフト付きバス等を除く）

リフト付きバス等

適用除外認定車両の約25%

指定空港への路線のバリアフリー車両導入50%

貸切バス

リフト付きバス等

約2,100台

施設・車両等

タクシー

福祉タクシー車両

令和７年度末までの目標（全国ち）

約90,000台

各都道府県における総車両数の25%をユニバーサルデザインタクシーとする

施設・車両等

道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路

令和７年度末までの目標（全国ち）

約70%

施設・車両等

都市公園

特定公園施設（園路・広場）

令和７年度末までの目標（全国ち）

2ha以上の施設の約70%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

駐車場

2ha以上の施設の約60%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

便所

2ha以上の施設の約70%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

施設・車両等

ろがい駐車場

特定ろがい駐車場

令和７年度末までの目標（全国ち）

約75%

施設・車両等

建築物

不特定多数の者等が利用する建築物（2,000㎡以上の特別特定建築物）

令和７年度末までの目標（全国ち）

約67%

床面積の合計が2,000㎡未満の施設のバリアフリー化促進

公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施

施設・車両等

信号機等

主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等

令和７年度末までの目標（全国ち）

道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則100%（音響式・エスコートゾーン）

施設・車両等

基本構想等

促進方針の作成

令和７年度末までの目標（全国ち）

約350自治体

基本構想の作成

約450自治体

施設・車両等

心のバリアフリー

令和７年度末までの目標（全国ち）

「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50％

高齢者、障害者等の立場を理解して行動できている人の割合を原則100％

１２９ページ目

５、新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱及び委員名簿

新宿区 移動等円滑化促進方針策定協議会 設置要綱

（設置）

第１条

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の２に基づく、移動等円滑化促進方針の策定を行うため、同法第24条の4に規定する新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下、協議会という）を設置する。

（しょしょう事項）

第２条

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

１、移動等円滑化促進方針（案）の策定に関すること。

２、移動等円滑化促進地区（案）の選定に関すること。

３、その他バリアフリー推進のため区長が必要であると認めた事項に関すること。

（委員の構成）

第３条

協議会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

１、学識経験者

２、高齢者、障害者団体等を代表する者

３、関係行政機関

４、施設設置管理者

５、公安委員会

６、区の職員

７、ぜん各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

（任期）

第４条

委員の任期は、平成 31 年（2019年）4月19日から平成34年（2022年）3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第５条

協議会に会長、副会長各１人を置く。

２、会長は、第３条２項１号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

３、会長は、協議を代表し、かいむを総理する。

４、副会長は、会長が指名する。

５、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条

会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、区長が招集する。

（意見聴取等）

第７条

会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（協議結果の報告）

第８条

会長は、第２条に掲げる事項の協議等の結果を区長に報告するものとする。

（事務局）

第９条

協議会の事務を処理するため、事務局を新宿区都市計画部都市計画課に置く。

（その他）

第１０条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項、その他必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会　委員名簿

学識経験者

１、中央大学　教授　あきやま てつお

２、日本大学　准教授　えもり ひさし

障害者団体（所属は新宿区障害者団体連絡協議会）

３、にわ たいち

４、おざわ たかし

５、しんたに ともよし

６、ばば ゆういち

７、かめやま めぐみ

８、ふじの てるみ

高齢者団体

９、新宿区高齢者クラブ連合会

おおたわら　たけし（第１回協議会）

やまだ いさお（第２回協議会以降）

子育て等団体

10、子育てメッセ実行委員会　つるまき ゆうこ

町会

11、新宿区町会連合会

おおつか　みつお（第２、３、４、５回協議会）

おおうら　まさお（第６回協議会）

商店会

12、新宿区商店会連合会　たけい ただし

関係行政機関

13、国　国土交通省 関東運輸局 交通政策部　バリアフリー推進課長

14、地方自治体　東京都 都市整備局 都市基盤部　交通政策担当課長

施設設置管理者

15、国道　国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所　交通対策課長

16、とどう　東京都 第三建設事務所　補修課長

17、鉄道　東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 計画課　移動円滑化設備整備促進担当課長

18、鉄道　東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室　企画調整課長

19、鉄道　東京都 交通局　建設工務部 計画担当課長

20、鉄道　西武鉄道株式会社　鉄道本部 計画管理部 鉄道計画課長

21、鉄道　小田急電鉄株式会社　交通企画部 課長

22、鉄道　京王電鉄株式会社　鉄道事業本部 計画管理部 計画担当課長

23、バス　一般社団法人東京バス協会　専務理事

24、タクシー　一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会　新宿支部 支部長

25、タクシー　公益財団法人東京タクシーセンター　指導部 次長　施設関係首席兼務

26、建物　株式会社三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店　総務業務部　渉外　次長

27、地下街　新宿サブナード株式会社　総務部 開発推進担当部長

公安委員会

28、警視庁 交通部交通規制課　都市交通管理室長

29、新宿警察署　交通課長

30、戸塚警察署　交通課長

31、四谷警察署　交通課長

32、牛込警察署　交通課長

区

33、総合政策部　総合政策部長

34、総務部　総務部長

35、福祉部　福祉部長

36、子ども家庭部　子ども家庭部長

37、みどり土木部　みどり土木部長

38、都市計画部　都市計画部長

39、新宿駅周辺整備担当部　新宿駅周辺整備担当部長

１３２ページ目

２、用語解説

あぎょう

青延長用おしボタン付き信号機（高齢者等感応式信号）

「青延長用おしボタン」又はタッチ式スイッチの下部スイッチを機能させると、歩行者青時間の延長を行うことができる信号機のこと。

アクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、施設やサービス、情報等にアクセスし、利用できること。

アプリ

アプリケーションソフトウェアの略称。目的にあった作業をする応用ソフトウェアとして、主にスマートフォンに導入されるもの。

一般交通用施設

道路、駅前広場、通路その他の一般交通に関する施設のこと。

移動等円滑化基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を実施するため定められた旅客施設、車両、道路、信号機、ろがい駐車場、都市公園、建築物等に関する基準のこと。

移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設等のバリアフリー化の整備目標等を定めた基本方針のこと。

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両ていりゅう施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいて、特定道路※の新設または改築や同基準に準じたその他の道路の整備を行うにあたり適合すべき基準のこと。

インターロッキングブロック

車両などの荷重が掛かったとき、ブロック間の目地に充填した砂によりブロック相互のかみ合わせ効果（荷重分散効果）が得られる舗装ブロックのこと。

エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

縁せきブロック

歩行者の安全を確保するため、道路の歩行者が歩く部分と車両が通行する部分などの境界に設置されるコンクリートブロックのこと。

横断勾配

道路の路線直角方向の勾配のこと。

オストメイト

様々な病気や事故などにより、おなかに排泄のための『ストーマ（人工肛門・人工膀胱）』をぞうせつした人のこと。

音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

かぎょう

カームダウン・クールダウンスペース

知的、精神、発達障害者等が人の多さや喧噪でパニックを起こした際、あるいはそれを予防する際に気持ちを静めるための休憩室のこと。

カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。

輝度比

輝度、単位、カンデラマイヘイホウメートル、とは、ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長ごとに異なる感度）で計測したものである。輝度比は視覚障害者誘導用ブロックの輝度わる舗装路面の輝度で示され、舗装路面じょうにおける視覚障害者誘導用ブロックの視認性を表す指標として用いられる。

車止め

歩道や建築物の出入口などに、車両の進入抑止や交通流の整流化等の目的で設置される杭のこと。

公開くうち

建築物の敷地において、歩行者が自由に通行し、又は利用できるくうちのこと。

交通政策基本法

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律のこと（平成25年11月制定）。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、ろがい駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体てきな整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動じょう及び施設の利用じょうの利便性及び安全性の向上の促進を図る法律のこと（平成18年6月制定）。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）

公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る法律のこと（平成12年5月制定）。

合理的配慮

障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。

声かけ・サポート運動

お客さまに鉄道などの施設を安全に安心してご利用いただけるよう、お困りのお客さまに対して社員から積極的にお声かけを行うとともに周囲のお客さまからもお声かけにご協力いただく取組みのこと。

こころのバリアフリー

障害に対する差別や理解ぶそくからくる「こころの障壁（バリア）」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会を目指すこと。

さぎょう

サービス介助士

公益財団法人日本ケアフィットきょういく機構が実施する資格制度。高齢者や障害者を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる人を育成している。

シームレス

機能やサービスがよく連携していて（一貫性があり）利用者にとって快適であるさま。

視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックのこと。

自転車安全利用五則

自転車に乗るときに守るルール（平成19年7月　交通対策本部決定）で、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「車道は左側を通行」、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・へいしんの禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）」、「子どもはヘルメットを着用」の五つのこと。

自転車専用通行帯

車両通行帯が設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯のこと。

自転車ナビマーク・ナビライン

自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面ひょうじのこと。

重点整備地区

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、区市町村が、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体てきな推進に関する基本的な構想を定める地区として、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる地区など、一定の範囲を定めるもの。

障害の社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと（平成25年6月制定）。

新宿区交通バリアフリー基本構想

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体てきな推進に関する基本的な構想として定めたもの。区では、平成17年4月に策定した。

身体障害者補助けん

盲導犬、介助けん及び聴導犬のこと。身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助けん法に基づき訓練・認定された犬のこと。

スムース歩道

車道方向にはハンプ（とつ部）構造とすることで自動車の走行速度を低減するとともに歩道と横断歩道の段差を解消して、歩道と横断歩道の通行がスムースになること。

生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路のこと。

せいちゃく

バスやタクシーが停留所等との隙間を空けずに停車すること。

性的マイノリティ（LGBT）

性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人のこと。LGBTとは、「lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとった、性的マイノリティの一部を示す語であり、性的マイノリティの総称として用いられることもある。

セミフラット方式

歩道面がしゃ道面より高く、縁せきてんばの高さより低くした歩車道分離方法のこと。

線状ブロック

視覚障害者誘導用ブロックの種類の一つで誘導ブロックとも言われる。進行方向を示すブロックで、線が並んだ形状をしているもの。

ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制するもの。

たぎょう

デジタルサイネージ

屋外、店頭、公共空間など、あらゆる場所でディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムのこと。

点状ブロック

視覚障害者誘導用ブロックの種類の一つで警告ブロックとも言われる。危険個所や誘導対象施設等の位置を示すブロックで、点が並んでいる形状をしているもの。

ＴＯＫＹＯ２０２０アクセシビリティ・ガイドライン

東京2020大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセシブルルート、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等のバリアフリー基準、ならびに関係者の接遇トレーニング等に活用する指針となるもの。

透水性舗装

局地的な集中豪雨の発生で、河川や下水道への急激な負荷による道路冠水等の水害発生に対応するため、雨水の一部を地下に浸透させる舗装工法のこと。

道路移動等円滑化基準の経過措置

道路をバリアフリー化するにあたっては、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を設置することが基本となるが、バリアフリー化が必要な道路の中には、沿道に堅固な建築物が並んでいる場合など、必要な歩道の有効幅員を満たすには非常に長い期間を必要とする場合も想定される。このため、少しでもバリアフリー化を推進するための経過措置として、やむ得ない場合には、歩道の有効幅員を縮小することや、歩車道非分離とした上で車両の速度抑制を図ることができる。

特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、公共交通、道路、交通安全施設について、バリアフリー化の具体的内容、配慮すべき重要事項、実施予定期間などを明示した計画のこと。区では、平成19年3月にたかだのばば駅周辺地区、平成20年3月に新宿駅周辺地区で特定事業計画を定めた。

特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築等を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可を得て実施される都市計画施設（都市計画で定める道路、公園等）の整備に関する事業のこと。

都市計画道路

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。

なぎょう

内部障害

内臓などの機能が低下している状態であり、身体障害者福祉法では、心臓機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、呼吸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つが定められている。

二次元バーコード

バーコードの拡張版として、水平、垂直の2方向に情報を持たせ、保持できる情報量を向上させたコード情報のこと。代表的な規格として「QRコード」が挙げられる。スマートフォンのアプリとカメラを用いて電子決済やウェブサイトへの誘導等ができる。

ノンステップバス

床面を35センチ程度まで下げて乗降ぐちのステップ（階段）をなくしているバス車両のこと。

はぎょう

バス接近表示システム

バスがいくつ手前のバス停留所まで到着したかを知らせる装置のこと。

バリアフリー

高齢者、障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方のこと。

バリアフリー対応信号機

音響式信号機、ゆとりシグナル（経過時間表示式信号機）、歩行者感応制御信号機、青延長用おしボタン付き信号機（高齢者等感応式信号）を総称したもの。

バリアフリーマップ

地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア又はバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上での公表その他の方法により一般に公開しているもの。

バリアフリールート

駅舎等の出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降ぐちに至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して段差、きょうしょうな出入口等がなく、かつ、安全に連続して通行することができる経路のこと。

ピクトグラム

表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。

フルフラットバス

ノンステップバスよりさらに、車内の通路後方にある段差を解消したバス車両のこと。

ヘルプカード

障害のある人が普段から持っておくことで、日常や緊急時・災害時等の困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするもの。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用しているかた、心臓や腎臓の機能障害など内部障害のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。

ホームドア

プラットホームえんたん部に設けた壁とドアにより、プラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットホームからの転落、列車との接触、線路内への侵入の防止に効果がある。

歩行者感応制御信号機

歩行者用画像感知器により、歩行者の挙動を捉えて、青時間中に渡りきれない歩行者を感知した場合に青時間を延長する信号機のこと。

まぎょう

無電柱化

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線を地下に埋設することなどにより、電柱または電線の道路上への設置を抑えたり、道路上の電柱又は電線を撤去したりすること。

やぎょう

ゆとりシグナル（経過時間表示式信号機）

青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげること。

ユニバーサルデザインタクシー

健康なかたはもちろん、車椅子使用のかた、ベビーカー利用の家族、高齢者、妊娠中のかたなど「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

ユニバーサルデザインまちづくり

都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組みのこと。

ユニバーサルドライバー研修

タクシー事業者団体が実施しているもので、お客様の多様なニーズや特性の理解、円滑なコミュニケーションの確保など、タクシー乗務員の接遇と介助の向上を目指すための研修のこと。

らぎょう

リフト付き・エレベーター付きリムジンバス

乗降リフト（又はエレベーター）が搭載されており、車椅子のままバスの乗り降りができるバスのこと。

ろがい駐車場

道路の路面がいに設置される自動車の駐車のための施設であって不特定多数の人が利用できる駐車場のこと。

わぎょう

ワークショップ

区民参加によるまちづくり手法の一つ。一般的に、地域にかかわる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出しあい、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくこと。

ワンステップバス

乗降口のステップ（階段）が1段であるバス車両のこと。

新宿区移動等円滑化促進方針

令和３年１１月　発行

編集・発行

新宿区　都市計画部　都市計画課

東京都新宿区歌舞伎町１－４－１

電話、０３－５２７３－３５４７

印刷ぶつ作成番号

２０２１の５の４００１